

あけましておめでとうございます。

ことは酉年です。

2017年新たな年が始まりました。「しんねん」を変換すると「信念」と出てきます。この信念は、とても強い言葉だと思います。その強い言葉の意味をかみ締めて新年も行動したいと思います。新しい年がみなさまにとって更に良い年になりますように。本年もよろしくお願いいたします。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

前へ。これが
すべでの
原点。

北島忠治 (明治大学ラグビー部監督)

紙一枚の厚さから

人が見捨ててしまいそうなことでも、紙一枚の厚さでいいから積み上げることが大事だと思います。

目には見えないけれども、確実に積みあがっているんです。

鍵山 秀三郎

～元気手帳4より～

今月のいろいろ「掲示板」

【青木厚二郎税理士事務所 第7期経営計画発表会開催】

毎年恒例の事務所内で行う経営計画発表会を開催しました。中長期から短期に落とし込むことで2017年の目標が出来ました。経営計画を開業時から立てていますが、目標とのズレを確認することで新たな目標が出来ることを毎回感じています。次回は12月に行う予定です。



知っとこ！「税務のママ知識」

～平成 29 年度税制改正大綱～

12 月 8 日自民、公明両党は、2017 年度の与党税制改正大綱を決めました。

「一億総活躍社会」を実現し、日本全体の成長力を底上げしていくために、「働き方改革」と「イノベーション」が両輪となっています。

今回は、「暮らしに関わる税制」と「企業に関わる税制」より与党税制改正大綱の主なポイントを紹介します。

暮らしに関わる税制	配偶者控除の見直し	満額の控除(38万円)を受けられる配偶者の合計所得金額の上限を85万円(給与収入のみ150万円)以下に拡大。 配偶者の合計所得金額が1000万円を超える場合には対象外となる。	企業に関わる税制	賃上げ促進	2%以上の賃上げを行った中小企業には、給与総額の増加分の約2割を減税
	酒税の見直し	2020年から26年にかけて段階的に、ビールと日本酒は減税。26年に発泡酒と第3のビール、ワインは増税 26年にチューハイとハイボールを増税		研究開発	研究開発費を増やした企業は法人税の減税を拡大。研究開発減税の対象をサービス開発のための試験研究に係る一定の費用にも広げる
	エコカー減税	対象者を決める基準を厳しくして、17年度と18年度の2段階で縮小。新車に占める対象者の割合は現在の約9割から、18年度は7割に		課税強化	資本金1億円以下の中小企業でも、大企業に匹敵する利益を上げている場合には中小企業向けの税制優遇の対象外に 国際的な税逃れ対策として、実態のない海外子会社を持つ企業への課税を強化
	子育て支援	企業内保育所の固定資産税を2分の1に			
	投資促進	株式投資信託への投資で得た利益を非課税にする「積み立てNISA」を創設。非課税期間は20年、投資上限は年間40万円			
	タワーマンシヨン課税	高さ60メートル超(おおむね20階建て)のタワーマンシヨンを対象に、固定資産税を高層階は増税し、低層階は減税			
	災害対策	被災者を支援する住宅ローン減税などの税制優遇を常設化			

参考記事 週刊税務通信<抄録>、讀賣新聞 2016 年 12 月 9 日

事務所あれこれ日記

☆送別会&忘年会 2016 ☆

年末に12月末で退社した山田の送別会兼忘年会をしました。
美味しい料理を頂きながら、思い出を振り返ったりしました。

1月からはまた3人になり寂しい気持ちもありますが、新たな気持ちで頑張りたいと思います。



青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com